

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2019年9月27日
【発行者の名称】	パスロジ株式会社 (Passlogy Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 秀治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田小川町三丁目 26 番 8
【電話番号】	(03)5283-2263 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 光野 元彦
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	パスロジ株式会社 https://www.passlogy.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する

有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第18期	第19期	第20期
決算年月		2017年6月	2018年6月	2019年6月
売上高	(千円)	200,794	234,662	300,833
経常利益	(千円)	28,588	50,884	89,004
当期純利益	(千円)	22,824	31,194	59,612
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—
資本金	(千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数	(株)	10,000	10,000	1,000,000
純資産額	(千円)	162,809	184,550	230,258
総資産額	(千円)	256,088	363,807	417,068
1株当たり純資産額	(円)	162.81	184.61	230.33
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	1,000 (—)	1,500 (—)	25 (—)
1株当たり当期純利益	(円)	22.82	31.20	59.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	63.58	50.73	55.21
自己資本利益率	(%)	15.57	17.96	28.74
株価収益率	(倍)	—	—	8.38
配当性向	(%)	43.8	48.1	41.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	43,916	64,601	106,120
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△19,278	△85,325	△93,980
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△18,320	39,216	△32,402
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	46,505	64,997	44,734
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	19 (1)	20 (2)	22 (1)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第18期から第19期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマー）は、最近1年間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。
7. 第19期（2017年7月1日から2018年6月30日まで）の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、至誠清新監査法人の監査を、第20期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、至誠清新監査法人の監査をそれぞれ受けておりますが、第18期（2016年7月1日から2017年6月30日まで）の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 2018年9月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

当社は、2000年2月にワンタイムパスワードの新技术「パソロジック方式」のライセンス供与・管理をする目的で設立されました。パソロジック方式とは、当社代表取締役社長である小川秀治が1997年に考案した「乱数表から抜き出してワンタイムパスワードを生成する」システムです。同システムは2000年に米国特許（US6141751）を取得しました。

2004年には、パソロジック方式を活用した認証サーバーソフトウェア製品「PassLogic-AS（パソロジック エーエス）」の販売を開始。2006年には、従来の技術ライセンス供与を中心とする方針を変更し、自社ソフトウェア開発メーカーとして本格的に事業展開することを決定しました。これを契機に、ベンチャーキャピタル2社から増資を受けて開発費用を確保するとともに、パソロジック株式会社に社名を変更しております。

2007年末には、複数の特許技術を活用し、パソロジック方式を2経路で認証することでセキュリティを強化した「PassLogic（パソロジック）」の販売開始しました。

2014年には、大規模ユーザーにも対応可能にした後継製品「PassLogic エンタープライズ版」の販売開始しました。

2019年6月時点では、パソロジック方式利用製品の発行ライセンス数は累計117万件にも上り、当社の主力製品となっております。

当社の設立以降にかかる経緯は以下のとおりであります。

年月	事項
2000年2月	株式会社セキュアプロバイダ（現パソロジ株式会社）を東京都渋谷区に資本金2,500万円で設立
2000年2月	パソロジック方式の認証ソフトウェアライブラリ「OFFIC（オフィック）」を提供開始
2000年8月	資本金1億円に増資
2000年10月	パソロジック方式を利用してワンタイムパスワードを生成するシステムが米国特許（US6141751）を取得
2001年6月	パソロジック方式を、他社サービスにライセンス供与開始（注1）
2004年4月	認証サーバーソフトウェア製品「PassLogic-AS（パソロジック エーエス）」販売開始
2004年11月	本社を東京都千代田区に移転
2006年2月	社名を株式会社セキュアプロバイダからパソロジ株式会社に変更
2006年5月	パソロジック方式を2経路で認証することで、セキュリティを強化したシステムが日本国特許（JP3809441）を取得
2006年8月	ベンチャーキャピタル2社より出資を受ける。資本金1億3,750万円に増資
2007年5月	認証サーバーソフトウェア製品群を販売開始
2007年6月	当社認証製品「パソロジ！ASP（パソロジ エーエスピー）」が「INTEROP TOKYO 2007」でセキュリティ部門特別賞受賞
2007年12月	認証サーバーソフトウェア製品「PassLogic（パソロジック）」新バージョンを販売開始
2009年1月	資本金1億円に減資
2009年3月	パソロジック方式のパスワード変更方法が日本国特許（JP4275080）を取得
2011年12月	パソロジック方式利用製品の発行ライセンス数が累計70万件を突破
2014年6月	認証サーバーソフトウェア製品「PassLogicエンタープライズ版」販売開始
2014年10月	パソロジック方式を利用した1つのパターンで複数のパスワードを管理するアプリ「PassClip（パスクリップ）」の無償提供開始
2014年11月	パソロジック方式利用製品の発行ライセンス数が累計100万件を突破

年月	事項
2017年4月	認証セキュリティ情報サイト「せぐなべ」運営開始
2017年8月	特許取得件数が全世界で70件を超える（注2）
2017年9月	1週間や1カ月などの単位でパスワードを自動更新する技術「TACP」が日本国特許（JP6207797）を取得
2018年11月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証取得
2018年12月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場

（注）1. 2001年6月20日：NTTコミュニケーションズ株式会社：モバイルコネクト
参考記事 <https://scan.netsecurity.ne.jp/article/2001/06/21/2411.html>

2. 2019年6月30日時点における取得特許の国別内訳数は以下の通りです。

【28件】日本

【10件】米国

【4件】中国、イギリス、ドイツ、フランス

【3件】韓国、オーストラリア、スペイン

【2件】カナダ

【1件】オランダ、シンガポール、スイス/リヒテンシュタイン、フィンランド、メキシコ、アイルランド、イタリア、オーストリア、スウェーデン、デンマーク、トルコ、ベルギー、モナコ、ルクセンブルク、マレーシア、インドネシア、フィリピン、台湾

【合計83件】

3【事業の内容】

当社は、創業当初より、急発展を遂げる IT ネットワーク社会において、安心かつ安全なセキュリティを提供し、その発展に貢献できる企業を目指して活動しています。

インターネットと個人をつなぐ「本人認証システム」は、おろそかになるとハッキングやなりすましを含め、重大な事故・事件に繋がってしまうため、現在の IT ネットワーク社会において最重要なシステムと言えます。

ところが、本人認証システムは、「安全性が高くなると利用しにくくなる」傾向にあります。そこで、当社はこのジレンマを解決することを目標とし、研究・開発を続けており、「安全性が高く」「利用者が利用しやすく」さらに「管理担当者の負荷が減り」「多様な業務に利用できる」といった特性を持つ、本人認証システムを社会に提供すべく、事業を展開しております。

当社の開発した本人認証技術「パスロジック方式」を利用し、「安全で、利便性の高い認証システム」として製品化した、企業・団体向けの認証セキュリティソフトウェアが「PassLogic（パスロジック）」です。

[PassLogic（パスロジック）を利用したログイン画面]

パスロジック方式は、数字が記されたマス目状の表（乱数表）から、“マスの位置”と“順番”（シークレットパターン）に沿って、文字を抜き出してパスワードを判読する方式です。「マスの位置を覚えるだけ」なので誰でも簡単に使いはじめることができます。

PassLogic（パスロジック）では、ログインのたびに乱数表に記された数字がすべて刷新されるので、シークレットパターン通りに数字を抜き出せば、パスワードが毎回新しいものになる仕組みです。

[PassLogic（パスロジック）の仕組み]

STEP1 - “マスの位置”と“順番”から「シークレットパターン」を作成・登録します

形はユーザーが自由に設定できる！

2回以上同じ場所を使うことも可能

STEP2 - 「シークレットパターン」に表示されている数字が、パスワードになります

1回目

2回目

乱数表は毎回変わります

PassLogic（パスロジック）の前身製品の開発当初から現在に至るまでに、あらゆる業務システムがネットワーク経由で利用されるようになり、「テレワーク」のようなインターネットを通じた業務スタイルも出現する中で、多種多様な業務システムやプロトコル、ガイドラインが登場してまいりました。

当社は、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、製品の改善を続けております。

当社は、本人認証技術の中核とした認証セキュリティソフトウェアの開発、販売を主体とするソフトウェア事業を行っており、事業としては「自社製品開発事業」の単一セグメントです。当社のサービスの提供方法は、主に販売代理店とサービス事業者に区分されます。これらの方法により、お客様に対して、PassLogic（パスロジック）を提供しております。

サービスの提供方法	PassLogic（パスロジック）を導入して、セキュリティを強化するお客様	PassLogic（パスロジック）を導入して、セキュリティを強化される保護されるサービス	実際にPassLogic（パスロジック）を使って、システムにログインする個人
【販売代理店】 システムインテグレーター、卸売業者、販売パートナーなど	主に法人、官公庁、団体など	主にお客様の役員・従業員が、社内や外出先からの自社システム上のサービスへログインする際に、セキュリティを強化している。	【エンドユーザー】 社内や外出先からの自社システムへのログインする役員・従業員
【サービス事業者】 通信事業者、クラウドサービス提供会社など		主にサービス利用者が、サービス事業者の提供しているサービスへログインする際に、セキュリティを強化している。	【サービス利用者】 サービス事業者などが提供しているサービスにログインする（法人などに所属している）個人

また、パソロジック方式を利用したパスワードリマインダー機能を持つスマートフォンアプリ「PassClip（パスクリップ）」を、個人のセキュリティ環境向上と、自社の知名度アップを兼ねて、個人向けに無償で提供しております。さらに、自社製品の広報や、セキュリティ技術の啓蒙活動の一環として、セキュリティ情報サイト「せぐなべ」(https://segunabe.com/)を運営しています。PassClip（パスクリップ）及びせぐなべは、自社製品販売の支援活動として位置づけております。

また、当社の特徴の一つとして、新規技術（特許技術）の開発に力を入れております。直近5年間における特許の取得件数の内訳は以下の通りです。国内での特許取得については、自社製品で使用している技術の保護を主な目的としております。海外での特許取得については、サーバーソフトウェア製品の場合、海外のサーバーに設置することで、日本国の特許を回避する手法が考えられるため、サーバーを設置しやすい国について積極的に特許を取得することで、自社技術の保護を図っております。また、ネット普及率が高い国において特許を取得することによって、普遍的な技術を開発している会社であることを国内外の潜在顧客向けに PR する効果もあります。

年	2015年以前	2016年	2017年	2018年	2019年 (注1)	計
取得件数 (件)	57 (18)	8 (1)	8 (4)	6 (4)	4 (1)	83 (28)

(注) 1. 2019年6月30日時点における取得件数です。
2. 取得件数欄の（）外数は、日本国特許件数を記載しております。

■ 自社製品開発事業

① 「PassLogic（パソロジック）」シリーズ

本人認証の際に特別な機器やソフトウェアが不要な「トークンレス・ワンタイムパスワード」として、その前身製品を2000年より提供開始いたしました。

業務システムのネットワーク化が進むにつれ、アクセスしているユーザーが従業員本人であることを確認する本人認証システムの重要性も認知されてきました。当初は ID・パスワードのみで運用されていた本人認証ですが、サイバー犯罪の顕在化により、パスワードのみの本人認証では不十分であるという認識が広がりました。そこで、セキュリティ意識の高い公共機関や企業を中心に「USB トークン」や「ワンタイムパスワードトークン（ハードウェアトークン）」などの認証用機器による本人認証システムの強化が進められました。

しかし、認証用機器による本人認証システムは、認証用機器を利用する以上、機器自体の導入・運用・管理コストがかかります。また利用者も機器の持ち歩き・取り出しの負担を負うこととなります。

「PassLogic（パソロジック）」は、認証用機器を使用しないため、そのコストを消失・削減し、利用者の負担も軽減しつつ、セキュリティを担保する画期的な製品です。8種類の特許技術が詰め込まれた、その製品内容とコストパフォーマンスを認識した企業・団体が採用することで、シェアを広げてきました。

最新製品である「PassLogic エンタープライズ版」では、企業・団体の認証関連システムのすべてを網羅する認証プラットフォームとしての位置づけが強化され、「PassLogic（パソロジック）」だけでなく、利用者 ID 管理、Active Directory をはじめとした ID 管理システムとの連携、ハードウェアトークン対応、ソフトウェアトークン対応、デジタル証明書対応、シングルサインオンなど、企業・団体の既存の環境やセキュリティポリシーにあわせてカスタマイズして導入できるように進化しております。

PassLogic エンタープライズ版は、VPN や VDI、クラウドサービスやウェブアプリ、そして Windows 端末へのサインインなど、多様なシステムやサービスの認証に適用することができます。社外から社内のシステムへ、もしくは社内・社外からクラウド上のサービスへと接続する際に利用されることがほとんどで、セキュリティ強化と利便性向上が主な導入の目的となります。最近では「場所を選ばずに仕事をする」というビジネススタイル「テレワーク」を採用する企業・団体が増えておりますが、これに伴い、安全なテレワーク環境の構築を目的とした PassLogic エンタープライズ版の導入も進んでおり、その数は延べ 300 団体以上に上ります。その中には官公庁や、従業員 1 万人を超える大企業もあります。

サービスの提供方法は、販売代理店を通してお客様にパッケージ製品（サーバーソフトウェア）を販売する方法と、通信・クラウドサービス事業者向けに再販可能なライセンスならびに連携 API（注1）付きのサーバーソフトウェアを提供する方法の2系統に分けられます。

【販売代理店を通じたサービス提供】

オンプレミス（注2）やプライベートクラウド上で利用するお客様（主に法人、官公庁、団体など）には、

システムインテグレーター、卸売業者、販売パートナー等の販売代理店を経由して、パッケージ製品（サーバーソフトウェア）として販売しております。販売代理店は、エンドユーザーの要望に応じて、PassLogic（パソロジック）のインストール等の構築作業や、設定のカスタマイズなどのサービスを提供しております。お客様のエンドユーザー（役員、従業員など）は、主に自社のシステムを使用する際に、PassLogic エンタープライズ版の認証を利用することができます。

当社からは、販売代理店に対して、販売支援を提供するとともに、お客様に対しては、販売代理店を通じて保守サポートを提供しております。保守サポートについては、現在約 300 社とご契約をいただいております、自社製品開発事業の売上全体の 3 割程度を占めております。

【サービス事業者向けのサービス提供】

通信事業者・クラウドサービス提供会社向けに、再販可能なライセンスならびに連携 API（注1）付きのサーバーソフトウェアとして提供しております。通信事業者・クラウドサービス提供会社は、通信事業者が提供するネットワークサービスや、クラウドサービス提供会社が提供するパブリッククラウドサービスに、PassLogic（パソロジック）を組み合わせる形で、サービスを構築します。

サービス利用者は、ネットワークサービスやパブリッククラウドサービスにログインする際に PassLogic（パソロジック）の認証を利用することになります。現在 16 件のサービスにて利用されております。

これらの通信事業者・クラウドサービス提供会社に対して、当社は技術支援を行っております。

当社ではソフトウェアの開発を社内技術者だけで行っております。そのため、適確かつ迅速なサポート対応が可能であり、高い評価をいただいております。また、国家間のサイバー攻撃等の影響を受けにくく、将来においても安全を担保できる純国産技術の認証システムとしても評価されており、官公庁や公共団体での採用が進んでおります。

現在でも技術開発や研究を継続しており、当社独自の特許技術を含め、最先端の技術をタイムリーに取り込んでおります。結果として高い利用継続率を保っており、他社製品の追従を許さない品質を維持しつづけております。

② 「PassClip (パスクリップ)」シリーズ

PassClip (パスクリップ) は、個人の認証を一括して管理する認証ポータルアプリとして開発が続けられており、「パスワードリマインダー」機能や「ワンタイムパスワードトークン」機能などを備えております。6種類の特許技術を採用し、2要素2経路(注3)の強固な認証セキュリティを、ユーザーや管理者の手間を省きつつ実現します。

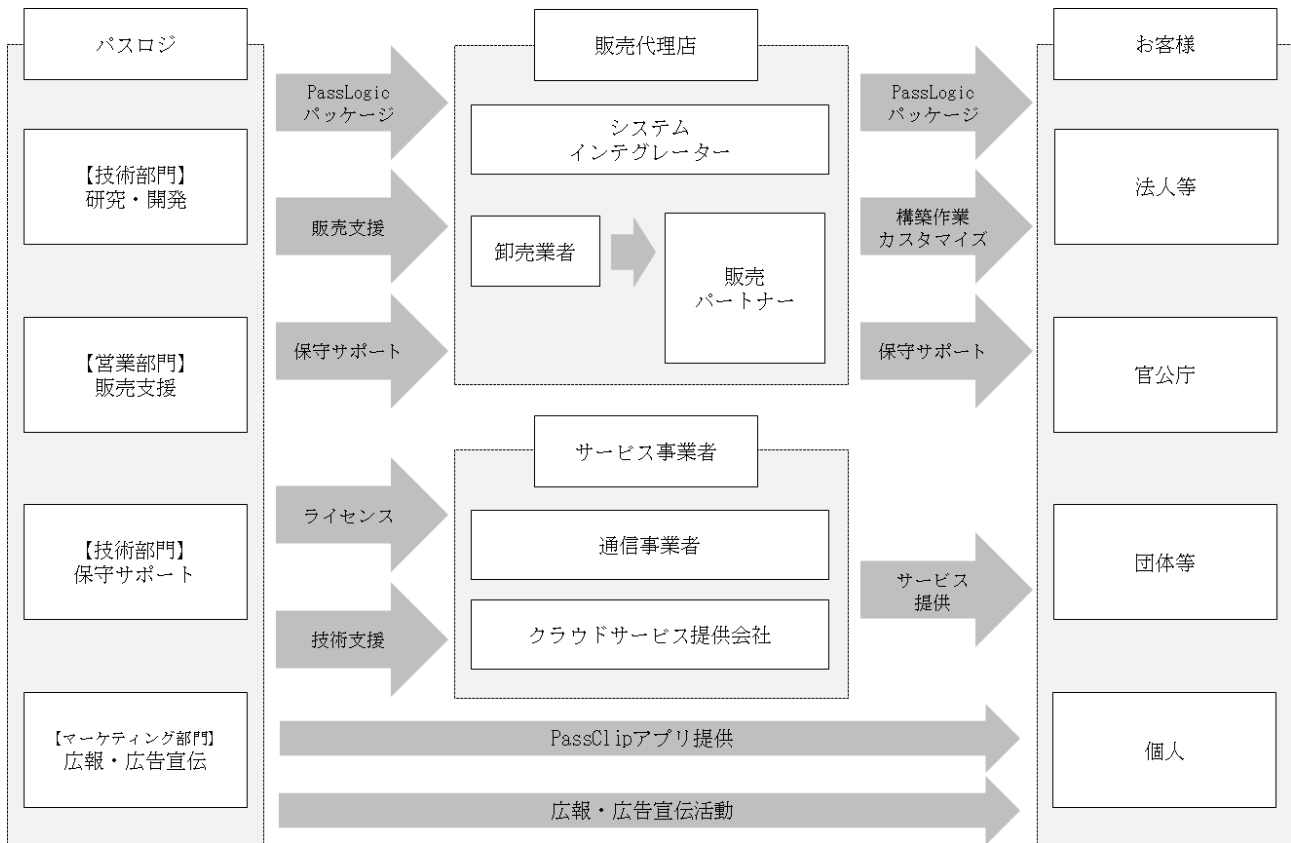
PassClip (パスクリップ) は、スマートフォンで作動するアプリであり、個人向けに無償で提供しております。企業向けには、一部の機能を切り出し、修正を加えたアプリ「PassClip L (パスクリップ エル)」を、PassLogic (パスロジック) と連動する製品の一部として提供しております。PassClip (パスクリップ) 単独では事業化しておりません。

[PassClip L (パスクリップ エル) のパスワード表示画面



- (注) 1. API とは、Application Programming Interface の略。開発者がソフトウェアを開発する際に、他のソフトウェアが提供する API を活用することで、その機能を、開発するソフトウェアに手軽に組み込むことが可能となります。
2. オンプレミスとは、自社で用意したサーバーにサーバーソフトウェアをインストールして利用する形態をいいます。
3. 2要素2経路とは、2要素認証(注4)と、2経路認証(注5)の両方の特徴を持つ認証方式をいいます。
4. 2要素認証とは、「知っていること(知識)」「持っているもの(所有物)」「指紋など利用者自身の特性(生体)」の3つの認証要素の中から2つ以上の種類の異なる要素を組み合わせることで認証する方式です。PassClip (パスクリップ) は、「パターンを知っていること(知識)」と「PassClip (パスクリップ) をインストールしたスマートフォンを持っていること(所有物)」の2要素で判定する機能を持っています。
5. 2経路認証とは、サービスを利用するための経路とは別の経路で認証のための情報を確認もしくは送信する認証方式です。PassClip (パスクリップ) では、ブラウザからサービスにログインする際に、別途 PassClip (パスクリップ) アプリから認証情報の送信を行います。「ブラウザ～認証サーバー間」と「PassClip～認証サーバー間」の異なる経路で認証情報を判定するので2経路認証が成立します。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
22 (1)	39.8	3.9	4,957

- (注) 1. 従業員数欄の()外数は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマー)であり、最近1年間の平均雇用人員を記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（2018年7月1日から2019年6月30日）におけるわが国経済は、減速傾向はあるものの、比較的良好に推移いたしました。しかしながら、国家間の貿易収支是正・関係是正の動きも大きいため、貿易・投資の面では不安定要素が多く、この影響で日本においても先行きの不透明感が発生し、設備投資が減少するおそれが高まっています。当社が属するセキュリティ業界においては、情報漏えい事件・デジタル系通貨詐欺事件の多発を受けての問題意識の向上、国家間サイバー攻撃への事前対策、さらに2020年に向けたスマートビズ環境整備などを主な要因とし、引き続き高い需要が維持されております。

このような市場環境・経営環境の中で、当事業年度の売上高は300,833千円（前事業年度比28.2%増）、営業利益は99,258千円（前事業年度比114.0%増）、経常利益は89,004千円（前事業年度比74.9%増）、当期純利益は59,612千円（前事業年度比91.1%増）となりました。

当社の事業セグメントは、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して20,263千円減少し、44,734千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は106,120千円（前事業年度比41,518千円増）となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上83,425千円、減価償却費の計上33,966千円、売上債権の減少額18,718千円、預け金の増加額41,586千円、前受収益の増加額32,142千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は93,980千円（前事業年度比8,655千円増）となりました。これは無形固定資産の取得による支出44,568千円、投資有価証券の取得による支出81,532千円、投資有価証券の売却による収入32,120千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は32,402千円（前事業年度は、39,216千円の収入）となりました。これは長期借入れによる収入60,000千円及び長期借入金の返済による支出77,407千円、配当金の支払額14,995千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、ほとんど受注開発を行っておらず、受注高及び受注残高の金額に重要性はないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	前年同期比 (%)
自社製品開発事業 (千円)	300,833	128.2
合計 (千円)	300,833	128.2

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)		当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社ネットワーク	50,945	21.7	58,953	19.6
ディーアイエスソリューション株式会社	45,417	19.4	44,714	14.9
日鉄ソリューションズ株式会社	9,025	3.8	41,407	13.8
ソフトバンク株式会社	22,790	9.7	33,767	11.2

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は「急発展を遂げる IT ネットワーク社会において、安心かつ安全なセキュリティを提供し、その発展に貢献できる企業を目指す」ことを経営理念に掲げております。

「誰もが気軽に IT ネットワークを利用するためには、情報セキュリティの確かさを簡単な手順で確保できることこそが必要になる」という信念のもと、当社は「安全・快適に IT システムを利用できる社会を作る」ことを目標とし、「セキュリティ確保とともに利便性も確保する」製品やサービスの提供を心掛けております。そうした当社が認識している経営上の重要課題は以下の通りです。

①研究開発

当社の属するソフトウェア業界は技術革新の進捗が早く、革新的な製品・サービスの出現により、業界標準や顧客ニーズ、使用環境の急激な変化が起こる可能性を常にはらんでおります。このような事業環境の中、当社が継続的に事業規模を拡大させていくためには、先端技術の情報収集および製品への反映を積極的に進めていく必要があり、継続的な研究開発が必要になります。

当社はこれらのニーズや、課題に応えるべく、研究開発の強化に取り組んでまいります。

②人材育成

情報セキュリティ対策を疎かにすることが企業価値の毀損を招く可能性があることが認知され、また、個人情報保護に関する法制度が世界的に整備されてくる中、情報セキュリティ市場はさらなる拡大が見込まれます。

当社が今後成長するにあたっては、情報発信および販売力の強化のほか、研究開発を進めるための優秀な IT

技術者などの人材の確保と育成が重要な課題となってきます。

なかでも、IT 業界における技術者の人材不足が顕在化する中、優秀な人材の採用を積極的に進めるため、採用予算の見直しをはかっております。優秀な人材の採用と合わせて、既存の技術者を育成することにより全体の技術レベルの底上げに取り組んでまいります。

また当社は、従業員のワークライフバランスを重視し、残業ゼロへの取り組みや、従業員が能力を最大限に発揮できるよう、勤務体制・組織体制の改善に注力しております。

③ブランディング

認証セキュリティ製品・サービスは、効果的なものほど被害に遭わないため、顧客が効果を実感する機会がほとんどなく、また、顧客が導入実績を公表しない傾向にあります。そのため、当社製品・サービスの拡販のためには、当社そのものとその製品・サービスの認知度と信頼性の向上のためのブランディング活動を、当社自身が積極的に取り組む必要があると考えております。

昨今、IT サービスの浸透と IT 犯罪の増加によって、IT ネットワーク社会において「認証」はインフラの重要な要素となりました。当社ではこの「認証」に関する情報の発信と、「認証」に役立つサービスの提供を、ブランディング活動の一環として行っております。

具体的な活動としては、認証を軸にしたセキュリティ情報を潜在顧客に向けて発信するウェブサイト「せぐなべ」の運営や、スマートフォン (iOS・Android) 用の無償のパスワード管理アプリ「PassClip (パスクリップ)」の提供が挙げられます。

④海外展開

当社は、社内の技術者のみで開発を行う純国産技術の認証システムの提供企業として、国内企業向けのサービス提供を主体に事業を展開しております。

一方で、インターネットを経由したサービスの提供やデータのやり取りに国境を感じる事は少なくなり、企業が利用するサービスの導入を検討するに際しても、サービス提供企業の国籍が阻害要因になることも少なくなっております。

情報セキュリティ市場の拡大に伴い、国内外を問わず認証技術の開発が進む中、海外企業の技術がデファクトスタンダードになる可能性も排除することはできません。

そのような中、当社としても、将来の海外への事業展開を見据え、人材の確保や研究開発に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 特定事業への依存について

当社は、経営資源をセキュリティソフトウェア事業に集中させております。

主力商品である「PassLogic (パスロジック)」の導入企業を増やすことにより、収益の安定化を目指しております。また、将来の収益多様化に向けて、個人向けのパスワード管理アプリである「PassClip (パスクリップ)」の開発などを行っております。

しかし、事業環境等の変化により、セキュリティソフトウェア事業の市場が縮小するような場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 情報セキュリティ対策について

当社は、製品導入にあたり、ユーザーの多種多様な重要情報を取扱う機会があります。

当社は、これらのユーザーとの間において守秘義務契約を締結し、重要情報の取り扱いに際しては当社のコンプライアンス関連規程・マニュアル等に則り厳格に運用し、当社内部からの情報漏洩を未然に防ぐ措置を講じております。また 2018 年 11 月には、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を取得いたしました。

しかしながら、万一、当社による情報の紛失、破壊、漏洩等の発生、又は外部からの不正手段による当社システムへの侵入等が生じた場合には、当社への損害賠償請求又は信用低下等により、当社の業績に影響を与え

る可能性があります。

(3) 技術革新又は陳腐化に対応できない可能性について

当社が属するセキュリティソフトウェア事業の分野は、日々発生する新たな脅威や技術革新等による環境変化に伴い、新たなサービスが提供され、ニーズの傾向に大きな変化が起きやすいという特徴があります。このような中、当社は研究開発部門による新技術・サービスの研究・開発、各種メディアでの情報発信などの取り組みにより、当社製品及びサービスの競争力の維持向上に努めております。

しかし、当社が環境変化に対応することができず、当社製品及びサービスの陳腐化又は競合他社の企業努力などにより、当社が競争力を維持することができない場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 経済・市場環境による IT 投資姿勢の影響について

当社が事業を展開する情報サービス産業においては、経済情勢の低迷や景気の悪化等による、一般企業の IT 投資への姿勢に影響を受ける傾向があります。また、IT 技術者の不足は企業におけるシステム投資を左右する要因になりかねません。

当社は市場の動向や経済情勢を先んじて的確に把握し、その対応策を講じるよう常に務めておりますが、経済情勢の悪化や景気の低迷等により顧客の IT 投資が減少した場合には、当社の事業活動や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定の取引先への依存についてのリスク

当社の販売先のうち、2019 年 6 月期の主たる取引先である株式会社ネットワークに対する販売割合が 19.6%を占めております。また、ディーアイエスソリューション株式会社に対する販売割合が 14.9%、日鉄ソリューションズ株式会社に対する販売割合が 13.8%、ソフトバンク株式会社に対する販売割合が 11.2%を占めており、4 社の合計は 59.4%となっております。

当社では、上記取引先と良好な取引関係を継続する方針ではありますが、特定取引先に過度に依存しないよう、新規取引先の開拓に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、上記取引先の当社に対する取引方針如何によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権について

当社は、業務遂行にあたり、第三者の知的財産権の侵害は行わないよう留意しておりますが、それらを侵害する可能性は皆無ではありません。当社が意図しないところで他社から当社に対して知的財産権侵害の訴えが提起され、その主張が認められてしまう可能性も否定できません。

また反対に、他社において当社の知的財産権に抵触するものがあつたとしても、当社の知的財産権侵害の主張が必ずしも認められない可能性があります。このようなことが起きた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

尚、当社は 2019 年 6 月 30 日現在、日本国特許 28 件を保有しておりますが、「PassLogic (パスロジック)」に関連する主な特許は下記のとおりです。

出願番号/特許番号	発明名称
日本国特許第 3809441 号	ユーザ認証方法およびユーザ認証システム
日本国特許第 4275080 号	ユーザ認証方法およびユーザ認証システム
日本国特許第 4351349 号	通信システム、中継装置、サービス提供装置、中継方法、サービス提供方法、および、情報記録媒体
日本国特許第 4455666 号	ユーザ認証方法およびユーザ認証システム
日本国特許第 5276658 号	認証システム

(7) 競合他社による影響について

当社は、「PassLogic (パスロジック)」をはじめとする特色のある認証セキュリティソフトウェアを提供し、ソフトウェアの情報システムへの組み込みやすさの向上、管理者の運用負荷を軽減する機能の向上、導入後のサポート体制を充実させることなど、競争力を高めるべく様々な施策を講じております。

しかしながら、当社と同様に認証セキュリティソフトウェアを提供している企業や新規参入企業との競争激化により、新規のパッケージ製品売上の減少や、既存のライセンス契約及び保守サポート契約に解約が生じた場合などには、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 関連当事者取引について

当事業年度において、該当の取引は発生しておりませんが、将来何らかの取引が発生する可能性はあります。個別の取引において、関連当事者の存在の確認及び関連当事者との取引の適切な識別につとめ、関連当事者との取引が必要な際は、取引の合理性・取引条件の妥当性・取引の開示の適正性を確認し、公正妥当な取引金額の算定・取引の記録を行い、取締役会における承認決議を経た上で行っております。

(9) 大株主の存在について

当事業年度末現在、筆頭株主である当社の代表取締役小川秀治及びその親族の持分合計が当社の発行済株式総数の 94.1%を占めております。両者とも、中長期的な安定株主として当社株式を保有しており、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨、確認しております。しかしながら将来的に当社株式が売却された場合、当社株式の市場価格や流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 組織体制について

① 特定人物への依存について

当社の代表取締役である小川秀治は、当社の創業者であり、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社は、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めております。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保・育成について

当社では、人材が重要な経営資源と考えており、事業の拡大に向け優秀な人材の確保が重要な課題となります。今後、計画通りに採用が進まなかった場合においては、事業展開が計画通りに進まず、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 小規模組織について

当社は、比較的小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。当社は今後の事業規模の拡大に応じて人員を増強し、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針であります。人員等の増強が予定通り進まない可能性や既存の人員が社外に流出する可能性、規模に応じた十分な内部管理体制が構築できない可能性があり、場合によっては当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 配当政策について

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。配当政策につきましては、将来の成長に向けた投資のための内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本方針とし、配当性向を 40%以上とすることを目標としております。しかし、事業環境の急激な変化などにより、目標とする配当性向を達成できなくなる可能性があります。

(12) 特定地域に対する依存等について

当社は主として東京都での事業展開を行っておりますが、地震等の災害が発生し、本社社屋及び営業所の損壊などによる営業の一時停止や、道路網の寸断、交通制御装置の破損等により事業の運営が困難になった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し経済環境が悪化した場合には、修繕の必要性や、多額の費用が発生する可能性があり、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 訴訟等について

当社は当事業年度末現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、将来何らかの事由の発生により、訴訟等による請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、これらの訴訟等の内容によっては、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、前事業年度の発行者情報に記載いたしました通り、株式会社シー・エス・イーとの訴訟については、2018年7月12日に最高裁判所が上告棄却及び上告受理申立てを不受理とする決定を行ったことにより、総額2,000千円並びにこれらに係る遅延利息の支払を命じる判決が確定しており、2018年7月18日に支払いを完了しております。

(14) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を 2018 年 1 月 16 日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、

2018年1月23日にフィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報提出日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）。
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは（株）東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。

る。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、顧客のニーズに基づいた高品質な製品づくりのための研究開発活動を行っており、主に技術部門が担当しております。また、当社は、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、当社独自の特許技術を含め、製品の改善を続けております。

当社における研究開発活動は、技術部門が製品開発の業務の一環として行っており、その主体を担っておりますが、技術部門が単独で活動するのではなく、特許出願等を担当する知財部門ならびに、お客様やお取引先様と直接対応する立場にある営業部門と緊密に連携を図りながら、製品化を進めております。

当事業年度における研究開発費は1,367千円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は168,576千円で、前事業年度末に比べ649千円増加しております。現金及び預金の減少20,263千円、売掛金の減少18,718千円、預け金の増加41,586千円、その他の減少2,345千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は248,491千円で、前事業年度末に比べ52,611千円増加しております。ソフトウェアの増加25,931千円、ソフトウェア仮勘定の減少15,742千円、投資有価証券の増加45,502千円、長期前払費用の増加886千円、繰延税金資産の減少3,935千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は141,803千円で、前事業年度末に比べ7,544千円増加しております。1年内返済予定の長期借入金の減少17,415千円、未払費用の減少5,488千円、前受収益の増加32,142千円、訴訟損失引当金の減少2,000千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は45,006千円で、前事業年度末に比べ8千円増加しております。長期借入金の増加8千円が変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は230,258千円で、前事業年度末に比べ45,708千円増加しております。当期純利益の計上による繰越利益剰余金の増加43,117千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は300,833千円（前事業年度比28.2%増）となりました。売上高が増加した

主な要因は、主力製品である「PassLogic（パスロジック）」の新規案件の受注と、既存顧客による契約の更新が順調に伸びたためであります。

(売上総利益)

当事業年度における売上総利益は 245,241 千円（前事業年度比 34.6%増）となりました。売上総利益が増加した主な要因は、前述の売上高が増加した主な要因と同様であります。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、145,983 千円（前事業年度比 7.5%増）となりました。主な要因は、裁判関連費用は減少したものの、特許関連費用・ISMS 取得関連費用が増加したことによるものであります。

(営業利益)

売上総利益の増加による影響から、当事業年度における営業利益は 99,258 千円（前事業年度比 114.0%増）となりました。

(経常利益)

営業利益の増加による影響から、当事業年度における経常利益は 89,004 千円（前事業年度比 74.9%増）となりました。

(当期純利益)

税引前当期純利益は 83,425 千円（前事業年度比 76.3%増）となり、当事業年度における当期純利益は 59,612 千円（前事業年度比 91.1%増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等の対応策

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、実施した設備投資等の総額は44,123千円であります。その主な内訳は、市場販売目的のソフトウェアの制作費であります。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2019年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
		建物	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社事務所 開発設備	205	73,762	7,545	81,513	22 (1)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数欄の()外数は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマー)であり、最近1年間の平均雇用人員を記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2019年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2019年9月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2018年9月29日 (注)	990,000	1,000,000	—	100,000	—	—

(注) 2018年9月11日開催の取締役会決議により、2018年9月29日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は990,000株増加し、1,000,000株となっております。

(6)【所有者別状況】

2019年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	25	26	—
所有株式数(単元)	—	—	—	1	—	—	9,999	10,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	0.01	—	—	99.99	100	—

(注) 自己株式300株は「個人その他」に3単元として含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2019年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の総 数に対する所有株 式数の割合（%）
小川 秀治	東京都千代田区	660,900	66.10
小川 美樹子	東京都千代田区	100,000	10.00
小川 遥香	東京都千代田区	90,000	9.00
小川 穂波	東京都千代田区	90,000	9.00
石井 裕一郎	東京都渋谷区	21,500	2.15
下田 敏郎	千葉県四街道市	9,000	0.90
光野 元彦	東京都東大和市	4,200	0.42
小室 秀夫	千葉県浦安市	4,000	0.40
上西 義行	茨城県守谷市	4,000	0.40
千田 徹	東京都葛飾区	3,200	0.32
吉田 恵子	東京都港区	3,200	0.32
松本 久美子	東京都渋谷区	3,200	0.32
計	—	993,200	99.34

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 999,700	9,997	権利内容に何ら限定のない、 当社における標準となる株式 であり、単元株式数は100株 であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	9,997	—

② 【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住 所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) パスロジ株式会社	東京都千代 田区神田小 川町三丁目 26番8	300	—	300	0.03
計	—	300	—	300	0.03

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	300	—	300	—

3【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要課題として認識し、将来の成長に向けた投資のための内部留保を確保しつつ、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。具体的には配当性向 40%以上を目標とし、今後の事業環境を勘案しつつ決定いたします。

当社は、年 1 回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記基本方針に基づき、1 株当たり 25 円としております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1 株当たり配当額(円)
2019 年 9 月 25 日 定時株主総会	24,992	25

4【株価の推移】

(1)【最近 3 年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期
決算年月	2017年 6 月	2018年 6 月	2019年 6 月
最高(円)	—	—	500
最低(円)	—	—	500

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。

2. 当社株式は、2018年12月19日に東京証券取引所（TOKYO PRO Market）に上場しております。それ以前について該当事項はありません。

(2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	2019年1月	2019年2月	2019年3月	2019年4月	2019年5月	2019年6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。
2. 2019年1月、2月、3月、4月、5月及び6月については、売買実績がありません。

5 【役員状況】

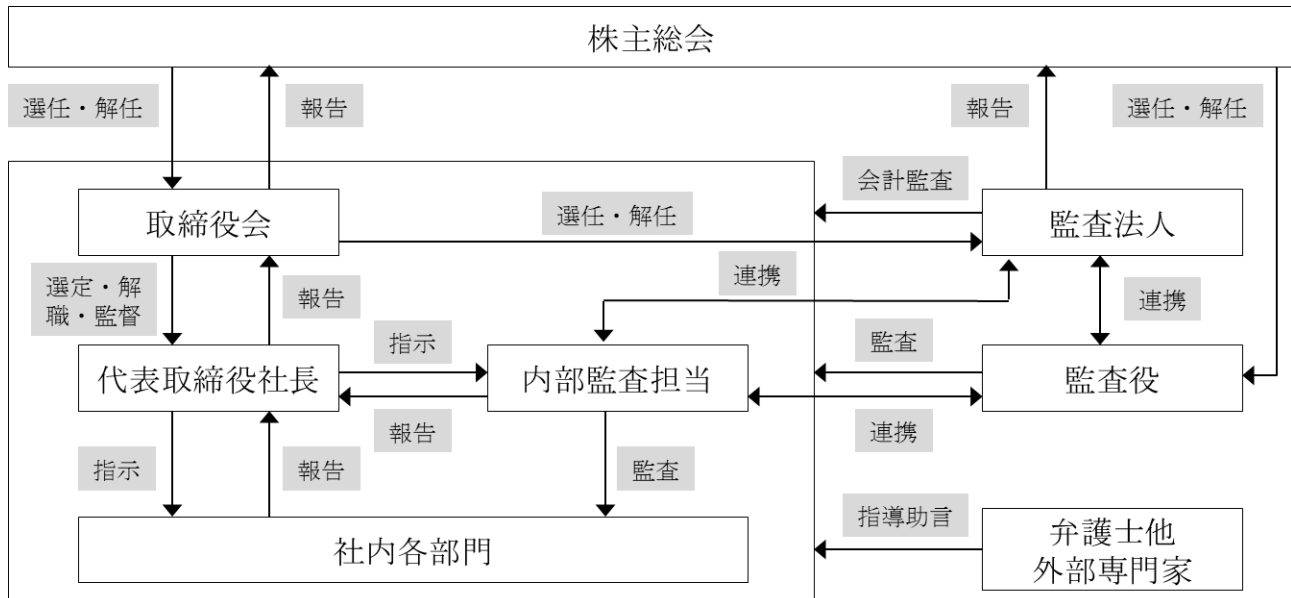
男性4名 女性1名 （役員のうち女性の比率20%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	小川 秀治	1964年10月24日生	1987年4月 1997年7月 1998年8月 2000年2月	日本情報通信株式会社入社 老四四テクノロジー(株) 代表取締役就任 (株)老四四倶楽部設立 代表取締役就任 当社設立 代表取締役社長就任（現任）	(注) 1	(注) 3	660,900
取締役	CFO	光野 元彦	1972年1月13日生	2001年2月 2005年9月 2006年8月 2007年10月 2014年2月 2015年12月 2015年12月	当社入社 当社取締役就任 当社監査役就任 当社営業部長 当社総務部長 当社経営戦略室長（現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 1	—	4,200
取締役	—	石井 裕一郎	1967年8月5日生	1997年4月 1999年5月 2001年12月	弁理士登録 芦田・木村国際特許事務所 所属（現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	21,500
取締役	—	吉田 恵子	1954年1月26日生	1978年11月 1982年4月 1992年12月 1995年5月 2004年11月	昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社 公認会計士登録 税理士登録 芝会計事務所 開設（現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	3,200
常勤監査役	—	上西 義行	1949年8月24日生	1996年6月 2003年6月 2006年8月 2009年2月 2009年4月 2011年6月 2013年3月	株式会社東洋情報システム（現：TIS株式会社）取締役 株式会社エス・イー・ラボ（現：ネオアクシス株式会社）代表取締役副社長兼執行役員 当社取締役就任 当社取締役辞任 TIS株式会社参与調達本部長 株式会社アグレックス取締役 当社常勤監査役就任（現任）	(注) 2	(注) 3	4,000
計								693,800

(注) 1. 取締役の任期は、2018年6月期に係る定時株主総会終結の時から2020年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2018年6月期に係る定時株主総会終結の時から2022年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2019年6月期における役員報酬の総額として9,660千円を支給しております。
4. 石井裕一郎氏及び吉田恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映していくように努めております。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役2名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、至誠清新監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2019年6月期において監査を執行した公認会計士は梅澤慶介氏、吉原浩氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、経営戦略室が主管部署として、業務を監査しております。また経営戦略室の監査は、営業部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

監査役につきましては、監査役監査計画に定められた内容に基づき監査を行っております。また、監査役は内部監査担当者及び監査法人と協議、意見交換を行い、連携を行う体制になっております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営戦略室が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は2名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。

石井裕一郎氏は、弁理士として、知的財産権に関する豊富な実務経験と高度なIT系の技術知見を持つこと、吉田恵子氏は、公認会計士及び税理士として、会計及び税務に関する専門的知識と豊富な経験を有していることから、当社社外取締役として適任であると判断しております。

当社は、社外監査役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模、体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外監査役を設置しておりません。今後、経営における社外監査役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、構成で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	4,800	4,800	—	—	1
監査役（社外監査役を除く）	1,620	1,620	—	—	1
社外役員	3,240	3,240	—	—	2

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2005年9月29日開催の第6回定時株主総会において、年額100百万円（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2005年9月29日開催の第6回定時株主総会において、年額20百万円と決議いただいております。

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑯株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (千円)		当事業年度 (千円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額	
					含み損益	減損処理額
非上場株式以外の株式	34,448	76,040	2,360	△5,578	△5,492	—

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
6,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を検討し、監査役の同意を得たうえで決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当事業年度（2018 年 7 月 1 日から 2019 年 6 月 30 日まで）の財務諸表について、至誠清新監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	64,997	44,734
売掛金	39,520	20,802
前渡金	410	—
前払費用	4,995	5,796
預け金	55,298	96,884
その他	2,704	358
流動資産合計	167,926	168,576
固定資産		
有形固定資産		
建物	450	450
減価償却累計額	△212	△244
建物（純額）	237	205
有形固定資産合計	237	205
無形固定資産		
ソフトウェア	47,830	73,762
ソフトウェア仮勘定	23,288	7,545
無形固定資産合計	71,118	81,307
投資その他の資産		
投資有価証券	101,728	147,230
差入保証金	6,551	6,551
長期前払費用	575	1,462
繰延税金資産	15,669	11,733
投資その他の資産合計	124,524	166,978
固定資産合計	195,880	248,491
資産合計	363,807	417,068

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	26,697	9,282
未払金	7,164	9,799
未払費用	20,144	14,655
未払法人税等	14,232	11,475
未払消費税等	6,861	7,237
前受収益	56,647	88,790
訴訟損失引当金	2,000	—
その他	512	563
流動負債合計	134,259	141,803
固定負債		
長期借入金	44,998	45,006
固定負債合計	44,998	45,006
負債合計	179,257	186,809
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	9,500	10,999
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	73,949	117,067
利益剰余金合計	83,449	128,066
自己株式	△240	△240
株主資本合計	183,209	227,826
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,340	2,432
評価・換算差額等合計	1,340	2,432
純資産合計	184,550	230,258
負債純資産合計	363,807	417,068

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2017年7月1日	(自	2018年7月1日
	至	2018年6月30日)	至	2019年6月30日)
売上高		234,662		300,833
売上原価		52,454		55,591
売上総利益		182,207		245,241
販売費及び一般管理費	※1	135,819	※1 ※2	145,983
営業利益		46,388		99,258
営業外収益				
受取利息		0		1
受取配当金		4,786		6,203
その他		82		0
営業外収益合計		4,869		6,204
営業外費用				
支払利息		226		312
上場関連費用		—		15,457
その他		146		689
営業外費用合計		373		16,458
経常利益		50,884		89,004
特別利益				
投資有価証券売却益		524		—
特別利益合計		524		—
特別損失				
投資有価証券売却損		—		5,578
固定資産除却損	※3	2,090		—
訴訟損失引当金繰入額		2,000		—
特別損失合計		4,090		5,578
税引前当期純利益		47,318		83,425
法人税、住民税及び事業税		16,796		20,454
法人税等調整額		△672		3,357
法人税等合計		16,123		23,812
当期純利益		31,194		59,612

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)		当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 当期商品仕入高		—	—	83	0.1
II 労務費		50,872	55.3	57,333	56.7
III 経費	※1	41,113	44.7	43,665	43.2
当期総費用		91,985	100.0	101,082	100.0
他勘定振替高	※2	39,530		45,490	
当期売上原価		52,454		55,591	

※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注加工費	—	3,050
旅費交通費	1,229	1,499
賃借料	4,009	4,000
消耗品費	866	919
ソフトウェア償却費	34,334	33,542
その他	673	653

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
ソフトウェア仮勘定	39,530	44,123
研究開発費	—	1,367

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	100,000	8,500	53,754	62,254	—	162,254	554	554	162,809
当期変動額									
剰余金の配当		1,000	△11,000	△10,000		△10,000			△10,000
当期純利益			31,194	31,194		31,194			31,194
自己株式の取得					△240	△240			△240
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)							785	785	785
当期変動額合計	—	1,000	20,194	21,194	△240	20,954	785	785	21,740
当期末残高	100,000	9,500	73,949	83,449	△240	183,209	1,340	1,340	184,550

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	100,000	9,500	73,949	83,449	△240	183,209	1,340	1,340	184,550
当期変動額									
剰余金の配当		1,499	△16,495	△14,995		△14,995			△14,995
当期純利益			59,612	59,612		59,612			59,612
自己株式の取得									—
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)							1,091	1,091	1,091
当期変動額合計	—	1,499	43,117	44,617	—	44,617	1,091	1,091	45,708
当期末残高	100,000	10,999	117,067	128,066	△240	227,826	2,432	2,432	230,258

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2017年7月1日	(自	2018年7月1日
	至	2018年6月30日)	至	2019年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		47,318		83,425
減価償却費		34,970		33,966
受取利息及び受取配当金		△4,787		△6,204
支払利息		226		312
訴訟損失引当金の増減額 (△は減少)		2,000		△2,000
有価証券売却損益 (△は益)		△524		5,578
固定資産除却損		2,090		—
売上債権の増減額 (△は増加)		△11,313		18,718
未払消費税等の増減額 (△は減少)		2,150		376
前渡金の増減額 (△は増加)		△263		410
未払費用の増減額 (△は減少)		7,737		△5,043
預け金の増減額 (△は増加)		△23,727		△41,586
前受収益の増減額 (△は減少)		13,488		32,142
その他		△3,088		3,344
小計		66,277		123,441
利息及び配当金の受取額		4,787		6,204
利息の支払額		△226		△312
法人税等の支払額		△6,236		△23,212
営業活動によるキャッシュ・フロー		64,601		106,120
投資活動によるキャッシュ・フロー				
無形固定資産の取得による支出		△39,053		△44,568
投資有価証券の取得による支出		△56,241		△81,532
投資有価証券の売却による収入		9,970		32,120
投資活動によるキャッシュ・フロー		△85,325		△93,980
財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入れによる収入		70,000		60,000
長期借入金の返済による支出		△20,544		△77,407
自己株式の取得による支出		△240		—
配当金の支払額		△10,000		△14,995
財務活動によるキャッシュ・フロー		39,216		△32,402
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		18,492		△20,263
現金及び現金同等物の期首残高		46,505		64,997
現金及び現金同等物の期末残高		※ 64,997		※ 44,734

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
----	-----

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年
--------------	----

ソフトウェア（市場販売目的）	3年
----------------	----

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、当事業年度においては、貸倒引当金を計上しておりません。

訴訟損失引当金

係争中の訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

①概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

②適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」7,693千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」15,669千円に含めて表示しております。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
給料手当	43,677千円	46,779千円
賞与	14,938 "	13,945 "
支払報酬	16,044 "	8,474 "
減価償却費	636 "	423 "
特許関連費用	11,466 "	19,172 "
おおよその割合		
販売費	58%	49%
一般管理費	42%	51%

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
	—	1,367千円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
ソフトウェア	1,175千円	—
ソフトウェア仮勘定	914 "	—
計	2,090千円	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式(株)	10,000	—	—	10,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式 (株)	—	3	—	3

(変動事由の概要)

2017年9月27日の定時株主総会決議において自己株式を取得することを決議し、2017年10月26日に自己株式(普通株式)3株を取得いたしました。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年9月27日定時株主総会	普通株式	10,000	1,000	2017年6月30日	2017年9月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年9月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,995	1,500	2018年6月30日	2018年9月27日

(注) 2018年9月29日付で普通株式1株を100株に分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額は分割前の内容を記載しております。

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式 (株)	10,000	990,000	—	1,000,000

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 990,000 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式 (株)	3	297	—	300

(変動事由の概要)

自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加 297 株

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年9月26日定 時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,995	1,500	2018年6月30日	2018年9月27日

(注) 2018年9月29日付で普通株式1株を100株に分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額は分割前の内容を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年9月25日定 時株主総会	普通株式	利益剰余金	24,992	25	2019年6月30日	2019年9月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
現金及び預金勘定	64,997千円	44,734千円
現金及び現金同等物	64,997千円	44,734千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的な余資は短期的な預金等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、投資有価証券への投資を行っております。また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続に従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください）。

前事業年度（2018年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	64,997	64,997	—
(2)売掛金	39,520	39,520	—
(3)預け金	55,298	55,298	—
(4)投資有価証券 その他有価証券	101,728	101,728	—
資産計	261,544	261,544	—
(1)1年内返済予定の長期借入金	26,697	26,697	—
(2)未払金	7,164	7,164	—
(3)長期借入金	44,998	44,994	△3
負債計	78,859	78,856	△3

当事業年度（2019年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	44,734	44,734	—
(2)売掛金	20,802	20,802	—
(3)預け金	96,884	96,884	—
(4)投資有価証券 その他有価証券	147,230	147,230	—
資産計	309,651	309,651	—
(1)1年内返済予定の長期借入金	9,282	9,282	—
(2)未払金	9,799	9,799	—
(3)長期借入金	45,006	45,346	340
負債計	64,087	64,428	340

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 1年内返済予定の長期借入金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
差入保証金	6,551	6,551

賃貸借物件において預託している保証金は、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2018年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	64,997	—	—	—
売掛金	39,520	—	—	—
預け金	55,298	—	—	—
合計	159,816	—	—	—

当事業年度 (2019年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	44,734	—	—	—
売掛金	20,802	—	—	—
預け金	96,884	—	—	—
合計	162,421	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2018年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	26,697	18,057	12,760	9,996	4,185	—
合計	26,697	18,057	12,760	9,996	4,185	—

当事業年度 (2019年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	9,282	8,568	8,568	8,568	7,854	11,448
合計	9,282	8,568	8,568	8,568	7,854	11,448

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2018年6月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	67,280	61,978	5,301
小計	67,280	61,978	5,301
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	34,448	37,698	△3,250
小計	34,448	37,698	△3,250
合計	101,728	99,677	2,050

当事業年度 (2019年6月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	71,190	61,978	9,211
小計	71,190	61,978	9,211
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	76,040	81,532	△5,492
小計	76,040	81,532	△5,492
合計	147,230	143,511	3,718

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他	9,970	524	—
合計	9,970	524	—

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	32,120	—	5,578
合計	32,120	—	5,578

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,298千円	1,368千円
未払賞与	4,989 "	4,011 "
未払賞与に係る社会保険料	713 "	576 "
訴訟損失引当金	691 "	— "
減価償却超過額	8,685 "	5,882 "
資産除去債務	1,180 "	1,180 "
繰延税金資産小計	17,559千円	13,020千円
評価性引当額	△1,180 "	— "
繰延税金資産合計	16,378千円	13,020千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△709千円	△1,286千円
繰延税金負債合計	△709千円	△1,286千円
繰延税金資産の純額	15,669千円	11,733千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
法定実効税率	—	34.6%
(調整)		
住民税均等割	—	0.4%
評価性引当額の変動	—	△1.4%
交際費・受取配当金	—	△0.2%
法人税額の特別控除	—	△3.0%
軽減税率差異（中小法人軽減税）	—	△0.8%
その他	—	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	28.5%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社ネットワーク	50,945
ディーアイエスソリューション株式会社	45,417
CTCシステムマネジメント株式会社	29,899

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社ネットワーク	58,953
ディーアイエスソリューション株式会社	44,714
日鉄ソリューションズ株式会社	41,407
ソフトバンク株式会社	33,767

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員 及び 主要 株主	小川秀治	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 66.1	債務被 保証	当社の銀行 借入に対す る債務被保 証 (注)	71,695	—	—

(注) 当社は銀行借入に対して当社代表取締役社長 小川秀治より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり純資産額 184円61銭 1株当たり当期純利益 31円20銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 230円33銭 1株当たり当期純利益 59円63銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 当社は、2018年9月11日開催の取締役会の決議に基づき、2018年9月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
当期純利益(千円)	31,194	59,612
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	31,194	59,612
普通株式の期中平均株式数(株)	999,797	999,700

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	三井物産株式会社	20,000	35,080
		株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	80,000	40,960
		小計	100,000	76,040
計		100,000	76,040	

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	インヴィンシブル投資法人	800	44,640
		さくら総合リート投資法人	300	26,550
		小計	1,100	71,190
計		1,100	71,190	

【有形固定資産等明細表】

資産の 種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産 建物	450	—	—	450	244	31	205
有形固定資産計	450	—	—	450	244	31	205
無形固定資産 ソフトウェア	121,647	59,865	—	181,513	107,751	33,934	73,762
ソフトウェア 仮勘定	23,288	44,123	59,865	7,545	—	—	7,545
無形固定資産計	144,935	103,989	59,865	189,059	107,751	33,934	81,307
長期前払費用	1,383	2,728	1,084	3,028	1,566	1,468	1,462

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア ソフトウェア仮勘定からの振替額 59,865千円
ソフトウェア仮勘定 市場販売目的のソフトウェアの制作費 42,245千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 ソフトウェアの振替額 59,865千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定 の長期借入金	26,697	9,282	0.61	—
長期借入金 (1年以内に返済予 定のものを除く)	44,998	45,006	0.61	2020年7月～ 2025年9月
合計	71,695	54,288	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	8,568	8,568	8,568	7,854

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
訴訟損失引当金	2,000	—	2,000	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

①現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	44,734
小計	44,734
合計	44,734

②売掛金

相手先	金額(千円)
ソフトバンク株式会社	5,266
富士通株式会社	4,827
株式会社ネットワーク	4,031
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	2,280
日鉄ソリューションズ株式会社	1,207
その他	3,188
合計	20,802

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
39,520	383,729	402,448	20,802	95.09	28.69

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③預け金

相手先	金額(千円)
株式会社 SBI証券	96,884
合計	96,884

2 流動負債
前受収益

相手先	金額(千円)
株式会社ネットワールド	25,256
ディーアイエスソリューション株式会社	18,199
CTCシステムマネジメント株式会社	12,654
SB C&S株式会社	9,207
ネットワンシステムズ株式会社	4,449
その他	19,021
合計	88,790

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません
単元未満株式の買取り 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.passlogy.com/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年9月26日

パスロジ株式会社

取締役会 御中

至誠清新監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 梅澤 慶介 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 浩 ㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパスロジ株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パスロジ株式会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。